

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
2月21日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 生活保護法の規定に基づく施術機関の指定(厚政課).....一
 - 救急病院の認定(医療政策課).....二
 - 漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(農林水産政策課).....二
 - 道路の区域の変更(道路整備課).....二
 - 山口都市計画道路の変更(都市計画課).....二
 - 柳井都市計画道路の変更(都市計画課).....二
 - 平生都市計画道路の変更(都市計画課).....二
 - 防府都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....三
 - 柳井都市計画道路事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....三
 - 公告
 - 林業種苗生産事業者講習会の開催(森林整備課).....三
 - 田布施都市計画道路に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....四
 - 公安委告示
 - 警備員等の検定の実施.....四

山口県告示第三十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。



令和二年二月二十一日

令和二年二月二十一日

施術者の 氏名	名	施	術	所	在	地	山口県知事	村岡 嗣政
原田 司	周南老番整骨院	周南市大字久米三〇九七の四	令和二、	一、一〇				

山口県告示第四十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和二年二月二十一日

名	称	所	在	地	認定が効力を有する期限	山口県知事	村岡 嗣政
医療法人博愛会	宇部市上町一丁目四番一―号	宇部市上町一丁目四番一―号	令和五、	一、三一			
念病院	常盤町二丁目四番五号	今村北三丁目七番一―号	〃	〃			
社会医療法人いち樹会	〃	〃	〃	〃			
尾中病院	〃	〃	〃	〃			
医療法人聖比留会	〃	〃	〃	〃			
トヒル病院	〃	〃	〃	〃			
玉木病院	萩市大字瓦町一	〃	〃	〃			
医療法人医誠会	〃	〃	〃	〃			
病院	〃	〃	〃	〃			
萩市民病院	〃	〃	〃	〃			
医療法人岩国病院	〃	〃	〃	〃			
山口県厚生農業協同組合連合会	〃	〃	〃	〃			
周東総合病院	〃	〃	〃	〃			

山口県告示第四十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条第五項において準用する同法第百五十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和二年二月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

区	域	区	分
江崎区域		総トン数十トン未満の漁船により行う漁業以外の漁業	

山口県告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年二月二十一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年二月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 仙崎港線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
先	長門市東深川字西新開一三八の四地	新	最狭 一一・〇〇	一・六	
		旧	最狭 一一・五〇	一・六	

山口県告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、山口都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年二月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

二 変更の内容
山口都市計画道路三・五・十八上矢原下東線
名称、位置、区域及び構造の変更

山口県告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、柳井都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び柳井市建設部都市計画・建築課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年二月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称
柳井都市計画道路三・三・一裾の割線
二 変更の内容
構造の変更

山口県告示第四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、平生都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び平生町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和二年二月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称
平生都市計画道路三・三・一国道百八十八号線平生バイパス
二 変更の内容
構造の変更

山口県告示第四十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、防府都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和二年二月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称

防府市

二 都市計画事業の種類及び名称

防府都市計画道路事業三・四・四十松崎牟礼線

三 事業施行期間

平成二十五年十二月十七日から令和三年三月三十一日まで

四 事業地

防府市酢貝及び牟礼柳

山口県告示第四十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、柳井都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和二年二月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称

柳井市

二 都市計画事業の種類及び名称

柳井都市計画道路事業三・四・六古開作線

三 事業施行期間

平成二十四年十二月七日から令和四年三月三十一日まで

四 事業地

柳井市南町七丁目及び古開作



(三〇) 林業種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十一条第一項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり開催します。

令和二年二月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 講習の対象となる者

林業種苗の生産事業者の登録を受けようとする者

二 講習会の日時及び場所

(一) 日時

令和二年三月十三日(金曜日)午前九時から

(二) 場所

山口市宮野上一七六八番地の一 山口県農林総合技術センター林業技術部

三 講習の科目及び時間

科 目	時 間
種 苗 に 関 す る 法 令	二
種 苗 の 産 地 及 び 系 統	二
種 苗 の 生 産 技 術	二

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、林業種苗法施行細則(昭和四十六年山口県規則第五号)第二条に規定する生産事業者講習会受講申込書に生産事業者講習手数料一万五千四百十円に相当する山口県収入証紙を貼って、住所地を所管する農林水産事務所又は農林事務所の長を経由して知事に提出すること。

五 受講申込書の提出期限

令和二年三月六日(金曜日)

六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部森林整備課(電話〇八三

一九三三―三四八五)又は最寄りの農林水産事務所若しくは農林事務所にすること。

(三二) 田布施都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

田布施町から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による田布施都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和二年二月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 田布施都市計画道路三・五・十三八王子駒方線
 - 田布施都市計画道路三・五・十四御蔵戸上ゲ線
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
 - 山口県土木建築部都市計画課



山口県公安委員会告示第七号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和二年二月二十一日

山口県公安委員会

- 一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種別	級	受検定員
雑踏警備業務	一級	二十名
- 二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験	日時	場所
	令和二年五月二十五日(月曜日)の午前十時から正午まで	山口市滝町一番一号 山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 令和二年六月十八日(木曜日)
場所 山口市秋穂二島一〇六二番地
山口県セミナーパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。

- (一) 雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの
- (二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間
令和二年四月六日(月曜日)から同月十日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

- (一) 検定申請書
- (二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、雑踏警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万三千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員
雑踏警備業務 二級 二十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 令和二年五月二十五日（月曜日）の午前十時から正午まで

場 所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日 時 令和二年六月十二日（金曜日）

場 所 山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

令和二年四月六日（月曜日）から同月十日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。）二枚

七 受検手数料

一万三千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(二) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。

令和二年二月二十一日
印刷発行

発行人所

山口県知事庁